

使用権の譲渡申請に必要な書類について

1. 霊園使用権譲渡申請書

2. 親等図

- ・被埋蔵者と譲渡人（現使用者）及び譲受人の親族関係が分かるように記入してください。

3. 誓約書

- ・譲渡人（現使用者）及び譲受人の実印を押印してください。

4. 譲渡理由書

- ・譲渡人（現使用者）の実印を押印してください。

5. 現名義人及び譲受人の印鑑登録証明書（各1通、発行日より3ヶ月以内のもの）

6. 譲受人の住民票（発行日より3ヶ月以内のもの）

- ・世帯全員、続柄及び本籍が記載されている住民票1通（マイナンバー-不要）

7. 戸籍関係書類（除籍謄本又は改製原戸籍謄本が必要な場合があります）

- ・譲受人と被埋蔵者の親族関係がわかる戸籍謄本か除籍謄本

8. 大阪市設霊園使用許可証（紛失の場合は紛失届を提出してください）

9. 手数料 250円

- * 直接持参の場合は現金250円

- * 郵送の場合は郵便局で定額小為替(250円)をお買い求めください。

10. 返信用切手（簡易書留郵便） 440円分の郵便切手を同封してください。

- * 新しい霊園使用許可証をお送りするための郵送料です。

なお、霊園使用許可証の送付につきましては、1ヶ月程度かかりますので

ご了承ください。

大阪市設 住吉・千躰・松原霊園管理事務

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋 4-19-115

(南霊園内)

TEL 06-6115-6880

大阪市設 加美・平野霊園管理事務所

〒547-0022 大阪市平野区瓜破東 4-4-164

(瓜破霊園内)

TEL 06-6777-1951


受付時間 8:30~17:00 (休園日 月曜)

霊地使用权譲渡申請書

令和 年 月 日


大阪市長様

〒
住所

譲渡人 ふりがな
氏名 実印 

電話番号 () —

〒
住所

譲受人 本籍
ふりがな
氏名 実印 

電話番号 () —

大阪市設霊園条例第14条第3項の規定により、霊園の譲渡の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

霊園名	大阪市設	霊園	使用霊地数	区 種	霊地
使用場所		号	許可証の番号	第	号
譲渡人と譲受人との続柄					
既納使用料	金	円			
既納管理料	金	円	〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕		

(添付書類) 霊園使用許可証 譲渡理由書 親等図 誓約書 印鑑登録証明書(譲渡人・譲受人)
 住民票等 戸籍謄本等 副申書 その他)

受付	第	号	令和	・	・	決裁	第	号	令和	・	・
----	---	---	----	---	---	----	---	---	----	---	---

手数料收受欄	
250円	No

		園長	確認	入力
処理欄				受付印

エクセル入力 許可証依頼

親 等 図

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 亡	

(注)

1. 現名義人と承継者との続柄関係を生死の区別なく全員記入してください。又、ご健在の方は生年月日を、死亡された方は生年月日と死亡年月日を記入してください。(死亡者は赤字、生存者は黒字)
2. 承継者と現名義人については、その旨を欄外に付記してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

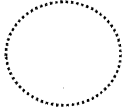
譲渡人

〒

住 所

氏 名

実印



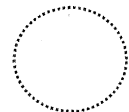
譲受人

〒

住 所

氏 名

実印



私達は、大阪市設 霊園 の () 名義の霊地
(第 区 番地 号 霊地)の使用権を
() に譲渡することについて許可されました後は、将来
にわたって一切の異議の申し立ては行いません。

なお、万一他の親族から異議の申し立てがありました場合は、当方において責任をもって一切を処理し、大阪市に対して絶対にご迷惑をおかけしないとともに紛争の結果、大阪市において必要と認められる場合は、この変更許可または、霊園使用許可の取り消しならびに市設霊園条例に基づくその他の処分を受けましても何ら異存はありません。

理 由 書 (霊園使用権譲渡申請)

令和 年 月 日

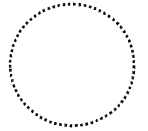
大 阪 市 長 様

名義人
〒

住 所

氏 名

実印



大阪市設 霊園 に使用許可を受けております私の霊地につきまして、
埋蔵(埋葬)者 _____ の _____ にあたる _____
に、下記の理由により譲渡いたします。

記

(理 由)

紛失届

令和 年 月 日

大阪市長様

許可証番号	第	号
〒		
住	所	
氏名		
電話番号	()	—

令和 年 月 日付けで申請いたしました

『 承継届 譲渡申請 変更届 返還届 』にかかる

「霊園使用許可証」につきましては、紛失のため添付できませんので
よろしくお願いたします。